平成２１年（フ）第６２号
新潟県加茂市大字狭口乙241番地
債務者　志田ミナ子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第７６号
新潟県三条市田島１丁目18番27―７号
債務者　佐藤　久徳
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第７７号
新潟県三条市北入蔵２丁目８番21―６号
ヴィレッジ21Ａ202号
債務者　西潟　ミエ
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第７８号
新潟県三条市石上２丁目５番30―３号　レオパレスフローラ201号
債務者　菊地　真弓
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第３４６号
静岡県駿東郡長泉町中土狩881番地の１
債務者　伏見　幸一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
静岡県伊豆の国市中892番地の４　サンローズ石井Ｂ　201号
債務者　木内　慎吾
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
静岡県沼津市市場町16番６号
債務者　齊藤眞智子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
静岡県三島市徳倉４―26―18、住民票上の住所静岡県駿東郡長泉町南一色126番地
債務者　白鳥　政美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
静岡県三島市梅名276番地の１　秋山ハイツ102
債務者　伊藤世利子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
愛知県犬山市松本町２丁目37番地　白帝ビル206
債務者　渡邊　浩一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７８３号
大阪府堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３中百舌鳥公園団地１号棟129号室、前住所堺市中区堀上町147番地１　南海グリーンコート泉北深井202号
債務者　片山　清志
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９０１号
堺市中区土塔町75番地３、前住所堺市中区福田875番地１　エクセランス福田201号
債務者　井若　憲一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０２９号
堺市堺区幸通４番24号
債務者　兼西溶工こと　兼西　信雄
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１９２号
堺市中区深井水池町3505番地　メイプルハイツ水池105号
債務者　山口　泰弘
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２１６号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2213番地の６１―406号
債務者　公原美津子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２３７号
大阪府松原市柴垣１丁目28番３号
債務者　清水　　務
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２６９号
堺市北区金岡町1656番地13
債務者　杉田　涼子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３２１号
大阪府南河内郡太子町大字春日1207番地の１ノース・フィールド205号
債務者　鈴木　　勲
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係